

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○告示（漁業災害補償法による区域及び 区分の定め及び告示の廃止）の一部改 正	(水産政策課) 1

 告 示

高知県告示第611号

高知県芸西加入区について、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロ及び漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条の規定による区域及び区分を平成25年6月28日に定めたので、同月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成27年10月20日

高知県知事 尾崎 正直

表中

高知県穴内加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧穴内漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
----------	-----------------------------	--

を

高知県穴内加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧穴内漁業協同組合の地区	1 小型合併漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業
高知県芸西加入区	高知県漁業協同組合の地区のうち旧芸西漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業 2 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業 3 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち1及び2に掲げるもの以外のもの

に改める。